

取消処分者講習規程

(最終改正：令和5年6月30日 和歌山県警察本部訓令第21号)

取消処分者講習規程（平成2年和歌山県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

取消処分者講習規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第9号。以下「細則」という。）等に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 講習対象者 法第96条の3に規定する取消処分者等及び準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

ア 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

イ 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

(2) 講習指導員 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員とする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

イ 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

ウ 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

エ 人格、識見ともに優れていること。

オ 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）を実施する場合において、「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2に）定めるディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けていること。

カ 飲酒取消講習を実施する場合において、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う講習指導員については、アルコール依存症の

専門医により、それぞれの教養を受けていること。

- (3) 運転適性指導員 指定講習機関が実施する講習においては、規則第5条各号の要件に該当する者を運転適性指導員とする。

なお、同条第5号の要件を満たす者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は公安委員会が別に定める審査に合格した者とする。

一般の講習を実施する場合においては、「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に定めるディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。

- (4) 指定講習機関 取消処分者講習を行おうとする者が、運転適性指導員を置き、かつ、規則で定める基準に適合する者として公安委員会が指定した者をいう。

（講習車両及び資器材）

第4条 総理府令第38条第2項第3号に基づき、講習用教材を次のように整備するものとし、指定講習機関に対しても同様に整備させるものとする。

なお、身体障害者が自己所有等の改造車両の使用を希望する場合は、これを講習車両として認めるものとする。

- (1) 講習車両

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導が実施できるよう、自動車及び一般原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

- (2) 教本、視聴覚教材等

講習に使用する教本は、別添の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。

また、和歌山県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するとともに、ディスカッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコー

ルスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備するものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

(4) 運転適性検査機材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備するものとする。

(指定講習機関の指定に係る審査)

第5条 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、指定講習機関として指定を受けようとする者の申請を受理したときは、規則に定める基準に基づき審査を行うものとする。

(講習時間等及び講習科目)

第6条 講習時間は13時間（府令第38条第2項第5号）とし、一般の講習は、13時間を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定すること。

飲酒取消講習は、13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施すること。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定すること。

なお、指定講習機関がやむを得ず、2日目の講習を後日行おうとするときは、運転免許課長に報告させ必要な指示を行うものとする。

2 講習科目については、別表第1から別表第4のとおりとする。

(講習終了証明書の交付)

第7条 講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第1号。以下「講習終了証明書」という。）に受講申請時に提出を受けた写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真を貼付して保管するものとする。

なお、指定講習機関において講習終了証明証を交付したときは、その写しを公安委員会に送付させること。

(講習終了証明書の再交付)

第8条 講習を終了した者が講習終了証明書を亡失、滅失又は毀損し、再交付を求めた場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第2号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付すること。

また、指定講習機関が再交付した場合には、その旨を公安委員会に報告させること。

なお、講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に移動した者が講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関に申請させること。

(指定講習機関に対する指導上の留意事項)

第9条 指定講習機関と連携を密にしつつ、規則の関連規程に基づき、随時必要な命令、

報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をすること。

2 指定講習機関の指定は、講習の種類を特定して行うので、法第108条の6に規定する講習業務規程の申請・変更、規則第11条に規定する講習結果報告書の提出等の各種手続については、初心運転者講習に係る手続とは明確に区分して行わせること。

3 法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をさせること。

また、指定講習機関の講習の休廃止については、法第108条の10の規定により公安委員会の許可が必要となるので、休廃止を行おうとするときは、特別な事情がない限り、十分な時間的余裕をもって申請するよう指導すること。

(講習実施結果の把握、登録等)

第10条 運転免許課長は、講習を終了した者について、別に定めるところにより、警察庁運転者管理システムに「取消処分者講習済登録」をしなければならない。

(講習手数料の処理)

第11条 講習の講習手数料の取扱いは、和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の定めるところによる。

別表第1（第3条及び第6条関係） 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講 習 科 目	時間
第1日	運転適性検査	60分
	導入	60分
	性格と運転の概説	60分
	運転適性診断結果による指導・助言	60分
	運転技能の診断	120分
	ディスカッション指導	60分
第2日	危険予測運転の解説	60分
	道路又はコースでの技能診断	150分
	安全運転実行のための指導・助言	90分

	講習から得られるものは何か	60分
--	---------------	-----

別表第2（第3条及び第6条関係） 取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講 習 科 目	時間
第1日	運転適性検査	60分
	導入	60分
	運転技能の診断（1－1）	60分
	性格と運転の概説	60分
	運転技能の診断（1－2）	60分
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	60分
	ディスカッション指導	60分
第2日	運転技能の診断（2）	150分
	危険予測運転の解説	60分
	安全運転実行のための指導・助言	90分
	講習から得られるものは何か	60分

別表第3（第3条及び第6条関係） 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講 習 科 目	時間
	呼気検査 運転適性検査	70分
	導入	40分
	性格と運転の概説	60分

第 1 日	運転技能の診断	90分
	運転適性診断結果による指導・助言	60分
	アルコールスクリーニングテスト	10分
	ブリーフ・インターベンション①	90分
第 2 日	呼気検査	10分
	危険予測運転の解説	60分
	道路又はコースでの技能診断	60分
	安全運転実行のための指導・助言	60分
	ブリーフ・インターベンション②	60分
	ディスカッション指導	50分
	講習から得られるものは何か	60分

別表第 4（第 3 条及び第 6 条関係） 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講 習 科 目	時間
第 1 日	呼気検査 運転適性検査	70分
	導入	40分
	性格と運転の概説	60分
	運転技能の診断（1）	90分
	運転適性診断結果による指導・助言	60分
	アルコールスクリーニングテスト	10分

	ブリーフ・インターベンション①	90分
第2日	呼気検査	10分
	危険予測運転の解説	60分
	運転技能の診断（2）	60分
	安全運転実行のための指導・助言	60分
	ブリーフ・インターベンション②	60分
	ディスカッション指導	50分
	講習から得られるものは何か	60分

（別添省略）

（別記様式省略）